

議案第56号

かすみがうら市太陽光発電設備の適正な設置及び管理による生活
環境の保全に関する条例の制定について

かすみがうら市かすみがうら市太陽光発電設備の適正な設置及び管理による
生活環境の保全に関する条例を次のとおり制定する。

令和元年9月3日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市太陽光発電設備の適正な設置及び管理による生活
環境の保全に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市内の太陽光発電設備の適正な設置及び管理について必
要な事項を定めることにより、地域環境の保全を図り、もって市民の良好な
居住環境を維持することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各
号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備（建築基準法（昭和2
5年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物に設置されるものを
除く。）及びその附属施設をいう。
- (2) 設置者 太陽光発電設備を設置する者をいう。
- (3) 管理者 設置者が太陽光発電設備の管理を行わせるために置く者（設

置者が太陽光発電設備の管理を行うときは、その設置者)をいう。

- (4) 特定設置者 設置者であって、次のいずれかに該当する太陽光発電設備を設置する者をいう。この場合において、当該設置者が隣接する土地に太陽光発電設備を既に設置し、又は現に設置を行っているときは、設置しようとする太陽光発電設備と隣接する土地の太陽光発電設備の出力及び事業区域(太陽光発電設備の用に供する区域をいう。以下この条において同じ。)の面積をそれぞれ合算するものとする。

ア 出力が500キロワット以上であるもの

イ 事業区域の面積が5,000平方メートル以上であるもの

- (5) 地域住民 隣接住民(事業区域に隣接する土地の所有権若しくは借地権を有する者又は事業区域に隣接する土地に存する建築物の所有権、使用賃借による権利若しくは賃借権を有する者をいう。)、周辺住民(事業区域の境界から概ね300メートル(太陽光発電設備の出力が50キロワット未満の場合は100メートル)の区域内に居住する者及び当該区域内において事業を営む者をいう。)その他太陽光発電設備の周辺環境の保全及び災害防止のための配慮を要する者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、市内における太陽光発電設備の状況を把握するよう努め、太陽光発電設備の適正な設置及び管理について必要な措置を講ずるものとする。

(設置者及び管理者の責務)

第4条 設置者は、地域住民に対し、あらかじめ、設置(増設を含む。以下この項において同じ。)を計画している太陽光発電設備について説明を行い、当該太陽光発電設備の設置及び運用に関する理解を得られるよう努めなければならない。

- 2 設置者及び管理者は、太陽光発電設備の周辺環境の保全及び災害防止のため、必要な措置を講じなければならない。

3 設置者及び管理者は、太陽光発電設備における災害時の措置及び太陽光発電設備の廃止後の措置について、規則で定める事項を遵守しなければならない。

4 設置者又は管理者は、太陽光発電設備に係る事故が発生したとき、又は苦情若しくは紛争が生じたときは、直ちに市長に報告し、必要な措置を講じるとともに、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

(特定設置者の責務)

第5条 特定設置者は、前条に規定するもののほか、太陽光発電設備の災害時及び廃止後の措置に充てる費用について計画的に積立てを行わなければならない。

(地域住民の責務)

第6条 地域住民は、自らが居住する地域の環境保全及び災害防止のために市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(事前協議)

第7条 設置者は、太陽光発電設備を設置しようとするときは、あらかじめ市長と協議を行わなければならない。

(計画書の提出)

第8条 設置者は、前条の規定による事前協議が終了したときは、太陽光発電設備の設置に係る工事（木竹の伐採又は切土若しくは盛土を行う工事を含む。以下同じ。）に着手する日の30日前までに、太陽光発電設備の設置及び運用に関する計画書を提出しなければならない。

(承認等の通知)

第9条 市長は、前条に規定する計画書の提出を受けたときは、その内容を審査し、計画の承認又は不承認を決定したときは、当該設置者に通知するものとする。

2 設置者は、前条の計画書の内容を変更したときは、再度協議を行い、前項

の承認を受けなければならない。ただし、市長が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

(協定の締結)

第10条 特定設置者は、前条の通知を受けた太陽光発電設備を設置しようとするときは、太陽光発電設備の運用等及び廃止後の措置に関する協定を市長と締結しなければならない。

2 特定設置者は、前項の協定の締結後において、市長から協議の申し出があったときは、速やかに応じなければならない。

(着手届等)

第11条 設置者は、第9条の規定による承認を受けた太陽光発電設備の設置に係る工事に着手したとき、及び工事が完了したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(工事の完了検査)

第12条 市長は、前条の規定による届出(工事の完了の届出に限る。)があったときは、第8条の計画書(第14条第1項において準用する場合を含む。)の内容に適合しているか否かについて検査を行い、適合していると認めるときは、検査済証を当該設置者に交付するものとする。

(増設等への準用)

第13条 第7条から第9条まで、第11条及び前条の規定は、太陽光発電設備の増設、移転その他の規則で定める工事をする場合について準用する。

(管理者の設置等)

第14条 設置者は、管理者を置いたとき又は変更したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(開始届等)

第15条 設置者は、太陽光発電設備の運用を開始し、又は廃止しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(地位の承継)

第16条 設置者の地位を承継した者は、その旨を市長に届け出なければならない。

2 特定設置者の地位を承継した者は、第10条の規定による協定を市長と新たに締結しなければならない。

(報告の徴収)

第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、設置者又は管理者に対して、太陽光発電設備の状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

(立入検査等)

第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、太陽光発電設備に関係のある場所に立ち入り、太陽光発電設備の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、身分証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導又は助言)

第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、設置者又は管理者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(勧告及び公表)

第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置を行うよう勧告することができる。

(1) 第7条の協議若しくは第9条の規定による承認を受けず、又は虚偽の事実を述べて承認を受けた太陽光発電設備を設置した設置者

(2) 第10条の規定による協定を締結せずに太陽光発電設備を設置した特

定設置者

- (3) 第11条(第13条において準用する場合を含む。)及び第14条から第16条までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした設置者又は管理者
 - (4) 第17条の規定による報告の求めに応じず、又は虚偽の報告をした設置者又は管理者
 - (5) 第18条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした設置者又は管理者
 - (6) 正当な理由なく前条の規定による指導に従わない設置者又は管理者
- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該者の氏名及び住所(当該者が法人その他の団体であるときは、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)並びに勧告の内容を公表することができる。
 - 3 市長は、前項の規定により公表をしようとするときは、あらかじめ当該設置者又は管理者に対し、その旨及び公表の理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年1月1日から施行する。

(適用区分等)

- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後に太陽光発電設備の設置に係る工事に着手する事業について適用する。